

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 27 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その 2）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 262 号）等については、「医療情報取得加算及び医療D X推進体制整備加算の取扱いについて」（令和 6 年 8 月 20 日保医発 0820 第 1 号）等により、令和 6 年 10 月 1 日（医療情報取得加算に係る改正規定については令和 6 年 12 月 1 日）より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 3 のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

歯科診療報酬点数表関係
(医療 D X 推進体制整備加算)

【医療 D X 推進体制整備加算】

問 1 「医療情報取得加算及び医療 D X 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その 1)」(令和 6 年 9 月 3 日事務連絡) 別添 2 の問 1 において、「すでに医療 D X 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

(答) 辞退の届出は不要。